

## ○公文書の管理に関するガイドラインの改正について

No.	質問	回答
1	旧ガイドラインの「保存方法」にいう「議事概要等を補うものとして有用な情報が記載されている」「会議メモ」は、新ガイドラインにいう「全て盛り込むこと」とされる「必要な内容」に入るといふことでよろしいでしょうか？	改正後のガイドラインでは、議事概要等に「必要な内容を全て盛り込むこと」としてあります。そのため、改正前のガイドラインで議事概要等とは別に会議メモとして保存していた「議事概要等を補うものとして有用な情報」も当然含まれた形で、職員は議事概要等を作成することとなります。
2	もし1での質問の答えが「YES」である場合、新ガイドラインでそのことが理解できるでしょうか？	事務局としては、全職員が改正内容についても理解し、着実に運用できるよう、研修等を通して、周知徹底に努めてまいります。
3	「『単体で完結する会議の記録』へ移行する」という改正の趣旨については理解します。前回の「公文書の管理に関するガイドラインの改正について」（資料4-1）に「一方で、市政情報の中には、尚早な時期に公にされた場合、市民の誤解や憶測を招いて市民の間に混乱を生じさせたり、他団体等との信頼関係や協力関係が損なわれたりする情報も存在」（仮に「公表時期尚早情報」とします。）と書かれています。これを読み、また口頭でのご説明をうかがった際に、公表時期尚早情報については「単体で完結する会議の記録」に盛り込まれないのではないかと懸念が浮かび、前回の審議会ではその趣旨で発言をしておりました。しかし、「単体で完結する会議の記録」には「すべて必要な内容が盛り込まれ」ということなので、公表時期尚早情報も盛り込まれると受け取るべきであったと反省しております。公表時期尚早情報を「単体で完結する会議の記録」に盛り込んだ場合、その公表にあたっては、予め公表時期尚早情報部分を伏せ字にしておいて、「この部分は〇〇年に公表予定」などと注記しておくようなイメージになるでしょうか。	ご認識の通り、公表時期尚早情報であっても、会議の記録には盛り込む必要があります。ガイドライン改正に合わせ発出した通知において、非公開情報が含まれる場合でも、会議記録は「検討の経緯や意思決定の過程を合理的に裏付け、又は検証するために作成するもの」であるため、「必要な内容を全て記載してください」と明記しています。したがって、会議の記録には、公表時期尚早情報もそのまま記述されます。ご質問にあるような「公表可能な時期」をあらかじめ示しておく運用についても、今回の改正に伴う全庁各課への通知で推奨しているところです。そのため、「公表にあたっては、予め公表時期尚早情報部分を伏せ字にしておいて、『この部分は〇〇年に公表予定』などと注記しておく」という運用は、通知の趣旨に沿った対応の一例と考えております。
4	「第2：各論点に対する事務局の見解」中、「多重の確認プロセス」に「それらの出席者による内容確認を経るプロセス」、「相互牽制」に「記録作成の際に参考としたメモ」（手書きメモや音声データ）を参照し」とあります。今後は出席者に確認を依頼する際に録音データを提供することを考えているのでしょうか。	確認プロセスはあくまで完成した議事録が事実と合致しているかを確認する手続きであり、その確認のために録音データを出席者に提供することを前提としたものではありません。配付された議事録（案）を読み、自身の認識（記憶や手持ちメモ）と照らし合わせて内容を確認することを想定しておりますが、出席者からの求めにより、録音データを作成した事務局から提供することは考えられるところです。
5	「第3：今後の対応」中、「自己点検項目」に、「会議の記録が必要な項目を網羅しているか」を追加することに関して、「必要な項目」について少し詳しく例示（例えば公表時期尚早情報を落とさないこと、等）をしたらよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。既に具体的な例示を考えていますか。	会議の記録に盛り込むべき「必要な内容」については、ガイドラインやガイドラインQ&Aにて具体的に示していることから、すでに各課に発出した今年度の自己点検項目の表には、ガイドライン等の関連リンクを提示し、各課職員が迅速に内容を確認できるようにしていたところです。より適正な運用がなされるよう、ご提案いただいた詳しい例示を直接自己点検項目に盛り込むことも次年度に向けて検討していきたいと考えております。